



発行者:タスク司法書士法人・タスク行政書士法人

大阪事務所:大阪市中央区本町二丁目2番5号 本町第2ビル7F

東京事務所:東京都千代田区神田司町二丁目2番地12 神田司町ビル3F

(TEL)06-6210-1270

(TEL)03-3525-8282

HP:<http://task-legal.or.jp>



## ★今号のTOPIC★ 信託ってどんなもの?～制度の概要と活用方法～

平成18年の信託法の改正により、「信託」という制度を一般的に利用することが可能となりました。その認知度は年々高まっており、今後も様々なシーンでの活用が期待されている制度です。今回は信託について解説しますので、みなさまに活用いただけるきっかけになればと思います。では参りましょう!

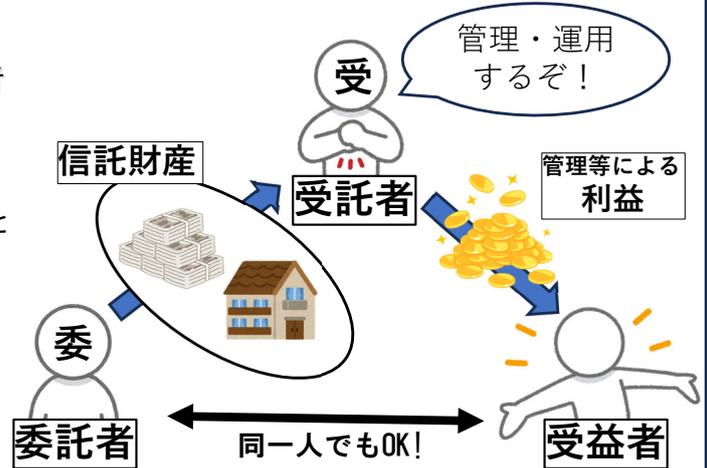
### 【信託とは?】

信託とは**信じて託す**=自身の有する財産を信頼する第三者に託し、その管理や処分等をしてもらう制度です。

右図のように、

財産を有する者が**委託者**(信託において財産を預ける者)として**受託者**(財産を管理する者)に自己の財産を託し(この託す行為を「信託する」といいます。)、信託された財産(信託財産)は受託者により管理・処分等をされることとなります。そして、受託者が信託財産の管理・処分を行うことにより得られた利益は**受益者**が受け取ることとなります。

※委託者と受益者は異なっても同一でもOKです!



信託を始めるには、委託者と受託者において信託契約を行う必要があります。信託は一定の制限はあるものの、その契約内容を柔軟に設計することができるため、様々な事案に対応できるのです!

### 【2種類の信託】

○商事信託=信託業法の免許を持つ信託業者が受託者となり、**事業として行う信託**(ex.投資信託)

○民事信託=営利を目的とせず、**反復継続して行わない信託**

→特に、家族や親族の間で行う民事信託のことを**【家族信託】**と呼びます!

### 【家族信託の活用方法】

家族信託は、親族内での様々な問題への対応として活用することが可能です。

ここからは家族信託の活用例についてご紹介します。

#### 1. 認知症対策

不動産や株式などの財産を保有していれば、これらを管理しなければなりませんし、売却などの処分をしなければなりません。しかし、認知症等により判断能力を失ってしまうと財産の管理・処分を行うことができなくなってしまうため、事前にとる対策として行うことができるのが、認知症対策型の信託です。

自身の有する財産の管理のために信託をし、配偶者や子供に受託者となってもらうと共に、自身が受益者となることで、自身が認知症等になった後も受託者に管理、処分等を行ってもらい、その結果生じる利益を自身が享受することができるようになります。

※信託契約の締結は、**委託者の判断能力が低下する前**にしておく必要があります!

#### 2. 次世代以降の財産承継対策

相続によって自身の財産を誰か特定の人に承継したい場合、相続制度の中でこれを実現するには「遺言」を利用することになりますが、遺言では、将来被相続人となる自身からみて直接の財産承継者を定めることができるのみとなります。財産の承継を2代以上にわたって行いたいと考える場合、現行の法制度においてこれを実現するには信託制度を用いるしかありません。

信託契約で、当初受益者、受益者死亡後の第2受益者、第2受益者死亡後の第3受益者…と定めることにより、多世代にわたって財産の承継を行うことが可能となります。



### 【最後に】

家族信託は家族間における諸問題への対応策として有用である反面、自由度が高いためにその取扱いには専門的な知識が不可欠です。信託をお考えの方は、必ず専門家にご相談されることをおすすめします!

**タスク司法書士法人では信託の手続につき幅広く対応しております。**

**ぜひお気軽にご相談ください!**

次号の予告TOPIC 『医療法人の剰余金の配当禁止について』

